

行政事業レビューシート最終公表後の点検について

本年の行政事業レビューの取組については、各府省において、昨年度の執行状況を把握し、公開プロセスをはじめとする外部有識者による点検や行政事業レビュー推進チームによる点検を経て、概算要求等への反映が行われ、先般、昨年度執行された約 5 千事業の行政事業レビューシートが最終公表された。

一方で、その中には、事業の目的や成果指標が明確とは言えない事業、執行状況の点検結果や外部有識者の指摘が的確に概算要求に反映されているとは言い難い事業など、PDCA サイクルを徹底する観点から更なる見直しの余地があると考えられる事業も依然として存在する状況にある。

このような中、先月 15 日に開催された行政改革推進会議有識者議員懇談会においては、本会議の下で外部有識者の参加を得て行われる公開検証（いわゆる「秋のレビュー」）について、その実施の必要性や進め方、本年の重点課題、指摘事項の反映と国民への説明のあり方等の議論が行われ、その成果が「秋の行政事業レビューの進め方について」としてとりまとめられた。当該提言を受け、本年の本会議における検証は、以下の通り実施することとする。

(1) 「秋のレビュー」の実施、その進め方及び検討の視点

11 月 12 日から 14 日までの予定で、昨年同様、以下のような形で「秋のレビュー」を実施する。

- ① 本会議の下に設けられた「歳出改革ワーキンググループ」（以下「歳出改革 WG」という。）のメンバーの参加を得て、各府省からのヒアリングや現地調査を行った上で、検証を実施する。
- ② 事業内容の改善に主眼を置いた深度ある議論を行うとともに、議論の様子はインターネット中継により公開する。
- ③ 議論の結果は「歳出改革 WG」において取りまとめ、本会議に報告する。
- ④ 議論にあたっては、民でできることは民に任せることを基本としつつ、「PDCA サイクルの徹底」を図る観点から、昨年同様、i) 「事業目的の明確性」、ii) 「事業の有効性・実効性」、iii) 「より低コストな手法への改善可能性」等の視点に特に留意して検証を行う。

また、事業内容の改善の方向性を考えるにあたっては、本会議と連携しながら開催した「国・行政のあり方に関する懇談会」における議論の成果を積極的に活用する。

(2) 本年の重点的に取組むべき課題

① 内閣の重要施策に関する検証

「地方創生」や「女性の活躍」など内閣が重要施策を掲げる場合、各府省の要求・要望が集中しやすいことから、それらが真に関連事業と位置付けうるか慎重に見極めるとともに、各府省間で施策の重複やバラマキを招くことのないよう、特に注意を払う必要がある。

このため、内閣の重要施策との関連性を掲げて提出された各府省の要求・要望についても、「秋のレビュー」において府省横断的に複数を取り上げ、当該施策の意義や事業の位置づけを見極めつつ、個々の事業の必要性、有効性、効率性等を検証する。その際、「伸ばすべきものは伸ばす」という視点から、施策の中心となるべき事業については、他の事業の徹底した見直しを通じて財源を捻出した上で、重点化を図る。

② 基金の点検

基金については、国会において使用見込みの低い資金を国庫返納する必要性が指摘されていること等を踏まえ、各基金の残高や資金の用途等について、外部有識者の参加も得て重点的な点検を行い、「秋のレビュー」でも複数の基金を取り上げ余剰資金の有無等を検証する。

点検や検証により明らかにされた課題は、各府省において共有し、横串の視点に立って更なる見直しに活用する。

(3) 「秋のレビュー」の対象事業及び評価者

本年の「秋のレビュー」の対象事業及び評価者は、別紙1及び別紙2のとおりとする。

(4) 「秋のレビュー」の指摘事項の反映

「秋のレビュー」の指摘事項については、各府省及び財政当局において来年度予算や事業の執行に的確に反映することを求める。特に補正予算が編成される場合、「秋のレビュー」の指摘の反映を巡り国会等でなされたような議論を再び招くことがないよう、仮に緊要性が高い等の理由により補正予算を措置する際には、指摘を踏まえて事業内容を改善することは当然だが、その改善の内容を国民に分かりやすく説明することを求める。

「秋のレビュー」の指摘は、各府省において可能な限り他の施策や事業の見直しに活用する。また、指摘事項の来年度予算や事業の執行等への反映状況については、本会議において適時にフォローアップを行う。

(5) その他本会議による指摘

別紙1の事業のほかにも、外部有識者の指摘等が十分に反映されていないなど、更に見直しの余地があると考えられる事業があり、その内容と併せ、別紙3に整理した。

これらの事業については、時間等の制約から「秋のレビュー」の対象とはしないものの、各府省及び財政当局において、別紙3に示された指摘（以下「通告」という。）に沿って事業を見直し、来年度予算や事業の執行等に的確に反映するよう求める。通告に対する各府省の対応状況についても、本会議においてフォローアップを行う。